

全青色共済

傷害特約付

平成28年12月・平成29年6月
保障(補償)開始用

平成26年度には給付金(保険金)総額約1億1,899万円を会員の皆さまにお届けしました!



毎月の掛金(会費)

病気 ケガ

まとめて保障!(補償)

会員同士の
扶け合い
制度です

共済 月額1,000円

傷害特約 月額1,250円

合計
= 2,250円

地震などの天災による死亡やケガも保障(補償)します

このパンフレットには別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)が付いています。併せてお読みください。

お申し込み、ご相談は

(一社)大宮青色申告会

〒330-0846

さいたま市大宮区大門町3-1

☎048-644-5652

全国青色申告会総連合共済会 一般社団法人 全国青色申告会総連合

12月 保障(補償)開始は
平成28年12月1日です

申込締切日 平成28年11月15日(火)

(損保)保険期間 平成28年12月1日午後4時より
平成29年12月1日午後4時までの1年間

6月 保障(補償)開始は
平成29年6月1日です

申込締切日 平成29年5月12日(金)

※保障(補償)開始日の開始時間は損保引受分が午後4時から、それ以外の生保引受分・自家共済分が午前0時からとなります。損保の保険の終期は12月、6月いずれの場合も平成29年12月1日午後4時です。
※全青色共済の団体総合生活補償保険部分ならびに傷害特約についての原保険期間は平成28年12月1日からです。

自家共済引受団体 全国青色申告会総連合共済会 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3233-0151
自家共済引受団体(特約部分) 一般社団法人 全国青色申告会総連合 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301
集団扱定期保険引受保険会社 三井生命保険(株)公共・広域法人営業部 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL 03-6831-8840
団体総合生活補償保険引受保険会社 三井住友海上火災保険(株)広域法人部営業第三課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6694
団体総合生活補償保険取扱代理店 (株)ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301

*当制度は、青色申告会の会員とご家族、専従者、従業員の皆さまのみを対象としています。一般の方は、ご加入できません。

事故にあわれたら

ご所属の青色申告会を通して、取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。



全青色共済の保障(補償)

月額2,250円(共済共1,000円 傷害特約特1,250円(1口))で

保障(補償)が大きく広がります!

給付金(保険金)の種類	ケガの場合						
	死亡(不慮の事故)	死亡(天災)	後遺障害になった場合	通院した場合	入院した場合	手術した場合	
給付金(保険金)をお支払いする場合(例)							
歩行中に自動車にはねられ死亡	地震・噴火またはこれらによる津波によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)	不慮の事故によるケガがもとで後遺障害1~14等級になったとき	地震・噴火またはこれらによる津波によるケガがもとで後遺障害1~14等級になったとき	不慮の事故によるケガのため通院したとき	不慮の事故によるケガのため入院したとき	不慮の事故によるケガのため手術を受けたとき	
保険年令 12/1スタート分 12/1時点の年令 6/1スタート分 6/1時点の年令							
14才6ヵ月超~40才6ヵ月以下	1,100万円 共500万円 特600万円	800万円 共500万円 特300万円	後遺障害の程度に応じて 800~32万円 共200~8万円 特600~24万円	後遺障害の程度に応じて 500~20万円 共200~8万円 特300~12万円			
40才6ヵ月超~50才6ヵ月以下	900万円 共300万円 特600万円	600万円 共300万円 特300万円	後遺障害の程度に応じて 700~28万円 共100~4万円 特600~24万円	後遺障害の程度に応じて 400~16万円 共100~4万円 特300~12万円	1日あたり 3,000円 特のみ		
50才6ヵ月超~65才6ヵ月以下	800万円 共200万円 特600万円	500万円 共200万円 特300万円	後遺障害の程度に応じて 700~28万円 共100~4万円 特600~24万円	後遺障害の程度に応じて 400~16万円 共100~4万円 特300~12万円	事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から給付	入院中の手術 3万円	
65才6ヵ月超~70才6ヵ月以下	750万円 共150万円 特600万円	450万円 共150万円 特300万円	後遺障害の程度に応じて 400~16万円 共100~4万円 特300~12万円	後遺障害の程度に応じて 400~16万円 共100~4万円 特300~12万円	1日あたり 1,500円 特のみ	入院中以外の手術 1.5万円 特のみ	
70才6ヵ月超~75才6ヵ月以下	730万円 共130万円 特600万円	430万円 共130万円 特300万円	後遺障害の程度に応じて 400~16万円 共100~4万円 特300~12万円	後遺障害の程度に応じて 400~16万円 共100~4万円 特300~12万円	事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から給付	5日以上30日まで ※連続して5日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	
75才6ヵ月超~80才6ヵ月以下	610万円 共特別弔慰金10万円 特600万円	310万円 共特別弔慰金10万円 特300万円	後遺障害の程度に応じて 300~12万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 300~12万円 特のみ	1日あたり 3,000円 特のみ	事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から給付	

上記給付金額は、①全青色共済制度と②傷害特約制度のそれぞれの金額ならびに合算した金額を記載しております。①全青色共済制度は、全国青色中下、三井生命)の集団扱定期保険と三井住友海上火災保険株式会社(以下、三井住友海上)の傷害補償(MS&AD型)特約付団体総合生活補償保険自家共済・集団扱定期保険・団体総合生活補償保険の詳細は、それぞれの「ご注意事項」をご確認ください。②傷害特約制度は、「火災見舞金」が共済AD型)特約付団体総合生活補償保険から構成される制度です。構成の詳細は6ページ「傷害特約に関するご注意事項」、自家共済・団体総合生活補償

病気の場合		火災に遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
死亡	入院した場合		
胃ガンにより死亡	肺炎のため入院	事務所で火事	花輪代として
疾病により死亡したとき(または高度障害状態になったとき)	疾病により入院したとき	火災による損害額が3万円以上のとき	死亡したとき(花輪代)高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)
300万円 共のみ	1日あたり 1,000円 共のみ	20万円 共10万円 特10万円	1万円 共のみ
200万円 共のみ	10日以上30日まで ※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度		
100万円 共のみ			
50万円 共のみ			
30万円 共のみ			
特別弔慰金 10万円 共のみ			
75才6ヵ月超終身			

死亡(高度障害)は病気・災害を問わず終身保障です。特別弔慰金は加算金を支払う場合があります。

注 年令が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性で10万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性で20万円の減額給付となります。

○	-	-	-
-	-	-	-
○	○	○	○
-	-	-	-
-	-	○	-

告会総合共済会(以下、共済会)の自家共済と三井生命保険株式会社(以下、三井生命)の自家共済(上記☆部分)と、それ以外は三井住友海上の傷害補償(MS&AD型)特約付団体総合生活補償保険から構成される制度です。構成の詳細は5ページ「全青色共済に関するご注意事項」、共済会の自家共済(上記☆部分)と、それ以外は三井住友海上の傷害補償(MS&AD型)特約付団体総合生活補償保険の詳細は、それぞれの「ご注意事項」をご確認ください。

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

- 加入資格**
- この制度で被保険者(保障(補償)の対象者)となる方の範囲は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族*です。
*ここでいう同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
 - 加入できる年令が全青色共済と傷害特約とで異なりますのでご注意ください。

平成28年12月1日スタート申込時

全青色共済		【14才6ヵ月超60才6ヵ月以下】 昭和31年6月2日~平成14年6月1日生
傷害特約*	3口まで可	【14才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和26年6月2日~平成14年6月1日生
	2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和21年6月2日~昭和26年6月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和16年6月2日~昭和21年6月1日生

平成29年6月1日スタート申込時

全青色共済		【14才6ヵ月超60才6ヵ月以下】 昭和31年12月2日~平成14年12月1日生
傷害特約*	3口まで可	【14才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和26年12月2日~平成14年12月1日生
	2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和21年12月2日~昭和26年6月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和16年12月2日~昭和21年6月1日生

- *ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。
- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(12月1日または6月1日)を基準とし、基準日時点の年令に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年令が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
 - お申込人となれる方は青色申告会会員に限ります。

- お申込み方法等**
- 加入申込書に必要事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
 - 共済会費・傷害特約掛金(保険料+共済会費)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
 - ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
 - 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

脱退(解約)日

- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。

加入できない方

- 次の病気で過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病